

日本スポーツ法学会 会報

第 11 号

発行人 伊藤 堯

編集人 小笠原 正

日本スポーツ法学会事務局

〒105 東京都港区芝センタービル4階

電話 〇三 三四五七 七一二

FAX 〇三 三四五七 七二三五

日本スポーツ法学会

第5回大会開催

午前中は2部に分かれての自由研究発表、午後からは基調講演とシンポジウムが行われた。

自由研究発表第1部会の吉田勝光会員「野球型スポーツ事故判例に関する一考察」では野球部活動での打撃練習中の事故に関して、責任原因(法的根拠)等の視点から判例の分析がなされた。塩野谷明会員「危険回避の視点からのアルペンスキー滑降競技会の義務」では滑降競技のモデル構築や安全対策不備についての指摘がなされ

た。根保宣言会員「ニュージブランドにおけるスポーツ法の理念とスポーツ事故」では、ラグビーを事例として事故補償制度に支えられたスポーツ事故防止策のあり方が検討された。

自由研究発表第2部会の斉藤健司会員「フランススポーツ法典の構造」では法典の編集方式、スポーツ基本法の内容、判例の分類などが紹介された。中村祐司会員「イギリスにおけるスポーツ振興をめぐる法律・政策関係の変容と課

題」では文化省におけるスポーツ行政の政策的特質が指摘された。小林真理会員「メディアとスポーツに関する法律問題」ではアメリカ合衆国の判例と Sports Broadcast-ting Act についての考察がなされた。

基調講演では、坂東克彦会員「スポーツ事故と判例」においてスキー場の安全性確保のためにはスキーヤーの自己責任についての理解を徹底すべきであると指摘された。続いて永井憲一会員「スポーツ基本法」の理念と研究の状況」では一九九四年十月以降のスポーツ基本法研究専門委員会の活動の成果として作成されたスポーツ基本法要綱案」の紹介がなされた。

シンポジウムでは、千葉正士会員「事故をめぐる実定法と固有法の役割」において組織規範、行為規範、整序規範といった法源としての規範体系をめぐる知見が提示された。井上洋一会員「スポーツ事故とウエバー・フォーム」では損害賠償責任免責などを事例に、スポーツ参加者の安全と責任についての考察がなされた。湯浅道男会員「スポーツ事故訴訟における『判例の機能』」では登山事故を事例に「不法行為法学」に対する批判的観点から、契約当事者間の自立的規範」の重要性が指摘された。菅原哲朗会員「スポーツドクターの法的位置づけと事故の抑止」では医師の法的責任の転嫁が問題とされ、事故抑止には本人の十分な理解を確保することが大切だとされた。四氏の報告後、整序規範、危険の引き受け、自律規範の形成、医師責任といった各提言者の論点をめぐり活発な討論が展開された。

(中村祐司 記)

一九九八年 第一回 理事会議事要録

九八年一月三十一日 早稲田大学

出席者 伊藤会長、濱野副会長、山田、小笠原、森川、千葉、永井、菅原、諏訪各理事、委任状・坂本理事、池井監事

第一議題「新入会員に関する件」では堀田信二（浦和実業学園高）、小田慶喜（姫路獨協大）の入会が承認された。

第二議題「第六回大会について」では大会を早稲田大学国際会議場で二月十九日（土）開催することとし、メインテーマを「スポーツにおける違法性阻却」とした。基調講演・提言者等については会長他で検討し原案を次回提案することとした。

第三議題「共同研究会について」日本臨床医学会とのシンポジウムを七月二五日金沢大学で開催することとした。・テーマ「スポーツの事故防止と医療を考える」、講演・二学会より、シンポジウム五名、レセプション等を行い、鴨野／根保会員を中心

に現地実行委員会とする。共同研究会の委員を実行委員とする。

一九九八年 第二回

理事会議事要録

九八年四月二一日 早稲田大学

出席者 伊藤会長、濱野副会長、諏訪、千葉、小笠原、菅原、森川各理事、委任状・坂本、湯浅、山田、永井、萩原各理事。

第一議題「新入会員について」前田雅英（東京都立大学）、水野平吾（千葉県教育庁）、古章子（金沢学院大学）、野原龍一（筑波大学院生）、藤本尚道（弁護士以下同じ）、藤掛伸之、幸寺寛、寛宗憲、萩野淳、井口寛司、坂井健二（総合スポーツ研究所以下同じ）、千田志郎、塩野秀樹、新井圭三（医師）。

第四議題「年報第五号について」論文二名、書評二名事務局長が検討する。及川理事を偲ぶ文章を千葉理事が作成し、会報に掲載する。

西哲郎（群馬大学）
総会 司会 野間口英敏（東海大学）
懇親会 司会 森川貞夫（日本体育大学）

.....

第五議題「大会アピールについて」マスコミ他に送付する。

第三議題「日本体育学会について」名義のみの参加とする。

第四議題 その他

理事会議事要録

自由研究発表 司会 佐藤千春（朝日大学） / 諏訪伸夫（筑波大学）

大会テーマ「スポーツにおける違法性阻却」
基調講演 司会 入澤 充（東京女子体育大学）
基調講演 刑事法 前田雅英（東京都立大学） / 民法法 萩原金美（神奈川大学）

シンポジウム 司会 坂本重雄（専修大学） / 宮内孝知（早稲田大学）
ドイツ判例 小林真理（国土館大学） / アメリカ判例 井上洋一（奈良女子大学） / 法学 山田二郎（東海大学） / 指導者 山

次回理事会 九月二六日（土） / 一三〇〇 / 高田牧舎二階

年報第六号について / 依頼原稿（未定） / 書評 高橋雅夫（東亜大学） / 菅原哲朗（弁護士） / 年報5号依頼原稿 森川貞夫（日本体育大学） / 諏訪伸夫（筑波大学）

事務局について
事務局 会計 日野一男（実践女子短期大学）、鈴木モモ子（総合スポーツ研究所）、
庶務 入澤 充（東京女子体育大学）、野中ルミ子（総合スポーツ研究所）

第二議題「第六回大会について」大会要項を次の通りとした。

.....

.....

第三回・第四回 ドーピング協議会 の状況

ドーピング協議会は、一九九七年一月三日と二月一九日に開催された。第三回の協議会では、JOCが用意した報告書の読み合わせが行われた。提言と資料の二編に分かれ、全体で一〇〇頁ほどの分量があった。提言は「ドーピングの歴史、我が国における現状、諸外国における現状、提言、からなっていた。NFの内部資料に属する部分を削除するか、ASDAは調整機関か、機構にJOCやJASA、日本プロスポーツ協会及びこれらの加盟団体のほか、障害者スポーツ団体や高体連や中体連なども参加させるかなど、が話し合われた。また、ドーピング紛争を仲裁する機関としてオーストラリアでは「レスピュート・センター」よりCASの支部の方が使われており、国内独自の機関を設立するより支部の誘致の方が将来

性があるとの意見も出された。私指摘したのは、CASを調停機関ではなく仲裁裁判所と訳すべき点、従ってICASの訳語も国際スポーツ仲裁評議機構に統一すべき点、ドーピングを競技者の良心に任せている団体の自己決定権を無視するし、規則はあっても薬物・方法を限定している団体や競技外検査制度をとっていない団体の意向に反して検査が行われる可能性がある点であった。そこで、団体サイドに規制・検査権があることを前提に、機構に委嘱する形がとれないか要望した。調整機関と仲裁機関が有効に働くためには各競技団体の協力を仰ぐ必要があるため、提言を配付して意見を聞くことになった。

第四回協議会では、まず競技団体からの意見・要望が紹介された。数は少なかったが、調整機関や仲裁機関の設立には好意的な評価が見られた。変更点は、文部省管轄外の団体について機構の参加団体とするのを差し控えたこと、独立法人が望ましいので設置場所として「国立スポーツ科学センター内」と明記しないことにした点である。また、CASの支部の誘致と独自の仲裁機関の設立のいずれかは即断しかねるということになり、今後さらに検討することになった。前回の私の指摘に対しては、訳語は「仲裁」として統一され、検査権については、「原則として団体が検査を実施するが、必要に応じて機構が検査を行う」と趣旨に変えられた。その他、参加者から「デンマークやスウェーデンでは選手・コーチに対しビデオを繰り返し見せて教育しており、フランスの体操は日本の一〇〇倍も検査を受けている、外国では社会の薬物乱用とドーピングが一体として扱われている、などの指摘があった。啓蒙のためマスコミを利用した広報を工夫する必要があるとの意見も出された。最後に一月三十一日に神戸国際会議場で開催されアンチドーピング国際会議で提言の概要を英訳とともに配付することを申し

合わせた。

国際会議にも出席した。広い議場が埋まり盛況であった。主催者の挨拶の後、IOCのメロッド副会長による「アンチドーピングの潮流」と題したビデオ講演、養老孟司教授による「ドーピングと身体」という講演があった。午後からは河野一郎助教授により「アンチドーピングとスポーツの歩み」が語られ、「アンチドーピングの今、そしてこれから」と「私とドーピングの距離」と題した二つのシンポジウムが催された。前者のパネラーは、IOC医事委員会関係者、ASDAやCASの事務局長であり、ドーピングに関する実務的な対応のほか法的な扱いにも触れられ、参考になった。後者は奥野史子、川合俊一、平尾誠二氏など競技関係者によるものであった。最後に綿井永寿日本体育大学学長により「アンチドーピング神戸声明」が発表された。団体関係者、競技者、学者などスポーツ愛好者を一同に集めたこの催しは、日本におけるアンチドーピング運動の起爆剤になるに違いない。

(佐藤千春 記)

及川伸理事の急逝を悼む

千葉正士

本学会理事及川伸君が、昨年十一月三〇日忽然と逝った。その二月前、欠かさず神戸から出ていた理事会に入院のため欠席と通知があったころ、実は本人も知らなかったほど胃癌が進行していて手の施しようがなく、続く知らせが、意外なこの悲報であつた。

私がスポーツ法学の組織的發展に確信を持ったのは、一方では実定法学と体育学の中に少数だが専門的研究がすでにあつたからだったが、他方ではそれが法社会学ないしは法人類学的重要だと信じたからだった。一九九一年五月日本法社会学大会でこれを訴えた時、及川君は私の部会の司会をし、賛成した坂

本重雄・中村浩爾両君とともにわが学会に積極的に参加してくれた。同君は年齢は私の五歳下だが法社会学会では長く同年輩の学友であつた。そのかれがスポーツ法学の新世界をもともに歩みだしてくれたのがまことに心強かつたのに、早々にして別れねばならないとはただ無情としか思えない。

同君は、東北大学の学部を社会学と法学と双方で卒業して石巻女子高等学校で教えつつ同大学院で社会学を専攻、一九五九年関西学院大学に招かれ翌年から法社会学を担当した。これは五一年に東京都立大学で私が、五七年に明治大学で江守五夫君が開講したのに次ぐ、日本で三

番目に古い法社会学の正式講義であつた。同君の法社会学は、広く目配りがききバランスのとれた視点で問題を扱い国際学会にもよく参加し、その知見で日本法社会学会のとくに関西の活動を支えてくれた。

その目がスポーツ法学をもとらえ、九二年に関学を定年退職し大阪経済法科大学に移ると、中村君らと共同でスポーツ法学に乗りだし、翌年「スポーツ法学の動向と問題点」で基礎をめぐ（大阪経済法科大学「法学研究所紀要」一七号に掲載）、九四年の本学会大会に「スポーツ事故と「危険引受の法理」」を報告（『年報』二号に掲載）、そして九七年に「スポーツ文化における

権利の形成・侵害・放棄」を執筆したのが（同四号に掲載）、さらに新境地に進むとの期待をうらざる遺稿になつてしまった。

心強い友人を失つて私は淋しい。しかし、これは人間の常道、しかも及川君は、もともと後悔を知らない前向きの人間だから、できることはやつたとむしる微笑んでいるに違いない。私も法社会学では非西欧法学の意義を世界に主張できたし、最後のスポーツ法学では学会がこのとうりりつぱに育つたから、もう思い残すことはない。あとはその発展を楽しみに見守り、いずれは及川君と一緒に別世界から拍手を送り続けたい心境にある。